

相手国政府・ 相手国務機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (前1年生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エジプト	エルマハラエルコブラ浄水場施設改善計画に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	エルマハラエルコブラ浄水場施設改善計画の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 浄水場施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	2,423,000千円 (H18年度 74,000千円) H19.3.31まで (H19年度 1,221,000千円) H20.3.31まで (H20年度 1,128,000千円) H21.3.31まで	H18.6.20 カイロで (H19.2.12)	日本側 植田邦彦在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アズルナカ国際協力大臣	H19.2.27 108号
エジプト	第四次上エジプト灌漑施設改修計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	第四次上エジプト灌漑施設改修計画を実施するために必要な 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	432,000千円 H19.12.10まで	H18.12.11 カイロで (H19.2.28)	日本側 植田邦彦在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アズルナカ国際協力大臣	H19.3.15 136号
エジプト	カイロ大学日本語学習機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	カイロ大学日本語学習機材整備計画に必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	46,300千円 H19.3.31まで	H18.12.25 カイロで (H19.4.26)	日本側 植田邦彦在エジプト大使 エジプト側 モナ・サウーデライ文化関係担当外務次官	H19.6.1 323号
エジプト	貧困農民支援に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	290,000千円 H19.3.31まで	H19.2.20 カイロで (H19.5.15)	日本側 植田邦彦在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アズルナカ国際協力大臣	H19.10.18 577号
エジプト	ダマソフェール農業機械化センター近代化計画に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	ダマソフェール農業機械化センター近代化計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	46,000千円 H20.2.19まで	H19.2.20 カイロで (H19.5.15)	日本側 植田邦彦在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アズルナカ国際協力大臣	H19.10.18 578号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エジプト	ダイヤモンド農業機械化センター近代化計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	ダイヤモンド農業機械化センター近代化計画の実施するために必要な 1. 農業機械化センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	792,000千円 (H19年度 233,000千円) H20. 3.31まで (H20年度 559,000千円) H21. 3.31まで	H19. 6. 4 カイロで (H19. 8. 9)	日本側 石川 薫在エジプト 大使 エジプト側 フアイザ・ア フルナガ国際協力大臣	H19. 8.28 486号
エジプト	第四次上エジプト権徹施設改修計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	第四次上エジプト権徹施設改修計画を実施するため 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与	308,000千円 H20. 3.31まで	H19. 7. 8 カイロで (H19. 9.23)	日本側 石川 薫在エジプト 大使 エジプト側 フアイザ・ア フルナガ国際協力大臣	H19.10.16 573号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。